

これは謄本である。

令和7年2月12日
東京地方裁判所民事第32部
裁判所書記官 土屋 操



基本事件・令和6年(ワ)第29396号 発信者情報開示命令の申立てについての決定
に対する異議の訴え事件

決

定

申立人(基本事件被告)

堀 口 英 利

相手方(基本事件原告)

佐 々 木 啓 太

同 代 理 人 弁 護 士

小 沢 一 仁

主

文

本件申立てを却下する。

理

由

- 1 本件申立ての趣旨及び理由は、別紙「担保提供命令申立書」記載のとおりである。
- 2 申立人(基本事件被告)は、相手方(基本事件原告)は日本国内に住所、事務所及び営業所を有しない旨主張し、その裏付けとして、「佐々木啓太」をユーザー名とする「Facebook」のアカウントのプロフィール欄にクアラルンプール在住である旨記載されていること及び相手方の住所とされる場所が私設私書箱であることを指摘する。しかし、上記アカウントについては、ユーザー名が相手方の氏名と同一であるというにとどまり、これが相手方のアカウントであることを裏付ける証拠はなく、その余の点も、相手方の住所等が日本国内にないことを示すものとはいえないのであって、これらは、いずれも相手方が日本国内に住所、事務所及び営業所を有しないと認めるに足りるものではない。そして、一件記録に照らしても、相手方が日本国内に住所等を有しないと認めるに足りない。
- 3 よって、本件申立ては理由がないからこれを却下することとし、主文のとおり決定する。

令和7年2月12日

東京地方裁判所民事第32部

裁判官

森

川

さ つ





(別紙)

令和 6 年(ワ)第 29396 号 発信者情報開示命令の申立てについての決定に対する異議の訴え、
原告 佐々木 啓太
被告 堀口 英利

担保提供命令申立書

2025 年 1 月 22 日

東京地方裁判所 民事第 32 部 御中

申立人 堀口 英利 

上記当事者間の頭書事件について、申立人(基本事件被告)は、民事訴訟法 75 条 1 項に基づき、訴訟費用の担保を立てるべきことを相手方(基本事件原告)に命ずるように申し立てる。

第1 相手方は外国に居住していると公表している

相手方は、マレーシアの首都であるクアラルンプール(Kuala Lumpur=KL)に居住していると公表している。相手方は、Web サイト「Facebook」において「クアラルンプール在住」と、Web サイト「X」において「マレーシア KL 在住」と、それぞれプロフィールに記載している(資料 1-1 および資料 1-2)。

第2 訴状に記載された相手方の住所は生活の本拠たる住所でない

申立人が令和 6 年(発着)第 1597 号 発信者情報開示命令申立事件の決定の送達にあたって調査した結果によると(資料 2)、相手方の住所である「札幌市北区麻生町 3-2-4-206 GTS」とは私設私書箱の「グリーントラストサポート」(Green Trust Support)である(資料 3 および資料 4)。私設私書箱は、生活の本拠たる住所と言えないし、特別送達を受領もできない(資料 5)。

以上から、頭書事件の訴状に記載された相手方の住所は生活の本拠たる住所と言えず、相手方は生活の本拠たる住所を日本国内に有していない。

第3 結語

よって、申立人は、民事訴訟法 75 条 1 項に基づき、訴訟費用の担保を立てるべきことを相手方に命じる用に申し立てる。

以上